

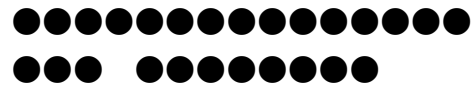
陳 情 文 書 表 (令和4年3月3日定例会提出)

陳情第4号

保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書

令和4年1月31日受理

陳情者



奈良県保育運動連絡協議会
会長 新 拓 治

陳情の趣旨

1. 国に対して「保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書」を提出してください。

理由

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子供の命と健康を守り、発達を保障できるよう保育が行われています。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務量が増え、また、乳幼児との丁寧な関わりが求められる保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけています。保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも、保育所の施設、職員配置基準の改善が急務です。

小学校では、コロナ禍を受けて全学年での少人数学級の実施が決まり、40年ぶりに学級上限児童数が見直されました。2021年度「学校基本調査」によれば、公立小学校の学級当たりの平均児童数は既に22.7人となっており、今後20人前後の学級が増えると予想されます。小学生より若い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準(子供30人に保育士1人)や1・2歳児の配置基準(子供6人に保育士1人)が70年以上も改善されず放置されているのは、ゆゆしき事態と言わざるを得ません。

職員の処遇改善については、今年度予算で「保育士等の処遇改善臨時特例事業」が設けられ、2月から実施されようとしています。しかし、多くの保育所でより手厚い保育を行うため配置基準より多くの職員を配置している実態があり、公定価格の職員配置基準による職員数の補助金を全職員で配分することになり、3%・9,000円の処遇改善とはならず、さらなる改善が求められます。

コロナ禍で子供の貧困や虐待が深刻化している中、今まで以上に保育士が子供や保護者と丁寧に関わることを求められており、保育士の専門性を高め保育をより充実させるためにも、配置基準や処遇の改善が課題と言えます。

コロナ禍の中で、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、今こそ国が責任を持って改善することが求められています。

つきましては、貴議会より、国に対して「保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書」を提出(採択)していただけるよう陳情いたします。